

介護保険制度の見直しに関する意見書

介護保険制度は3年ごとに見直しが行われ、現在、社会保障審議会において2027年度の介護保険制度改定に向けた議論が進められている。その中で、ケアマネジメントへの自己負担導入や、負担能力に応じた利用者負担割合の引上げなどが検討されている。

このうち、介護サービスの利用者負担の増加につながる変更は、物価高により高齢者世帯の可処分所得も減っていることから、必要な介護サービスの利用控えにつながる懸念があり、高齢者の生活環境の悪化につながりかねない。

さらに、我が国では、急速な高齢化の進行に伴って、要支援・要介護認定者数は今後も増加する見込みである。一方で、2023年度の介護職員数は前年度から約3万人減となり、人手不足が深刻化しているうえ、ケアマネジャー等が法定外業務への対応を求められるシャドウワークの問題も指摘されている。

加えて、2024年度の介護報酬改定で訪問介護の基本報酬が2%以上引き下げられたうえ、人件費等の高騰も相まって事業所経営は厳しさを増し、2024年の介護事業者の倒産件数が過去最多を記録するなど、制度の持続性が問われている。

介護保険制度を持続可能なものとし、すべての高齢者と介護従事者が安心して生活・就労できる環境を整えるためには、国の責任に基づく財政負担の強化が不可欠である。

よって、国会及び政府においては、次の事項を速やかに講じるよう強く要望する。

記

- 1 現在、全額が保険給付されているケアマネジメントに対しての自己負担導入に関し、慎重な検討を行うこと。
- 2 利用者の原則1割負担を維持し、低所得者への負担軽減策を拡充すること。
- 3 介護職員の処遇改善を図るため、介護報酬の引き上げおよび処遇改善加算を恒久化すること。
- 4 地方自治体の財政状況を踏まえ、国の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2025（令和7）年12月10日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員

並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員、

健康さっぽろ丸岡守幸議員及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員